

諮問番号：平成30年度諮問第30号

答申番号：平成30年度答申第28号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の点を踏まえ、被保護者にとって不可避な困難状況が現実存在する場合、処理基準より上位法の憲法及び生活保護法（以下「法」という。）第9条の規定に基づき、保護の実施機関には一時扶助費を支給する義務があるから、暖房器具の購入費用を支給しなかった原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 消防法及び札幌市火災予防条例の規定により、故障した暖房器具を使用することはできない。
- (2) 暖房器具のない部屋で過ごすことは、請求人の健康を害するものである。
- (3) 暖房器具の故障は突然のことであり、保護の支給額及び冬季加算で計画的に更新することは困難である。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（局長通知）には、故障した暖房器具は一時扶助の対象とならないとは明記されていない。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人の状況は、保護開始から4年以上経過しており、長期入院又は入所から退院又は退所したものではなく、災害にあったものでもなく、転居をしたものではないことは明らかであって、家具什器費の支給要件のいずれにも該当しない。
- (2) 請求人の暖房器具は「被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持」に該当しないことから、住宅維持費の支給要件にも該当しない。
- (3) このほか、本件申請に対して暖房器具購入費用を認定できる臨時的最低生活費（一時扶助費）の規定はなく、本件申請に係る暖房器具等の日常生活に必要な物品の購入費用については、経常的最低生活費の範囲内のやり繰りで捻出されるべきものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、いずれも法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人は、被保護者にとって不可避な困難状況が現実に存在する場合、処理基準より上位法の憲法及び法第9条の規定に基づき、保護の実施機関には一時扶助を認定する義務があり、暖房器具の購入費用を支給しなかった原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、最低限度の生活の保障は、保護基準によって行うものとされ、本件申請の決定に係る事務は、第一号法定受託事務とされており、これらの法令等に照らして原処分に違法又は不当な点はない。また、保護の必要即応の原則とは、実際の必要に応じて処分庁が独自の基準を設けて運用することを求める内容とは認められないから、請求人の主張を採用することはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年10月31日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者は保護基準に基づき認定された最低生活費の範囲内において通常予測される衣食住等の経常的な最低生活需要の全てを賄うべきものであり、例外として、出生、入学、入退院等による特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時に生活扶助（一時扶助費）を支給できるとされている。そして、生活扶助（一時扶助費）に係る家具什器費が支給できる場合は、保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合、長期入院から退院した単身者が新たに自活しようとする場合において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき、災害にあった場合において当該地方公共団体等の救護をもってしては災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき等特段の事情があると認められる場合に限られている。

そこで本件についてみると、請求人が暖房器具の購入に要する費用を申請したところ、処分庁は、処理基準の家具什器費及び住宅維持費の支給要件のいずれにも該当しないことを理由として、本件申請を却下したことが認められる。

この点、請求人は、被保護者にとって不可避な困難状況が現実に存在する場合、処理基準より上位法の憲法及び法第9条の規定に基づき、保護の実施機関には一時扶助を認定する義務があり、暖房器具の購入費用を支給しないこととした原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、家具什器（暖房器具）の支給については、被保護者が保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき、長期入院・入所後退院・退所した単身者であって新たに自活しようとする場合において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき等の要件に該当した場合に限り行うことができるとされているところ、請求人には、これらの支給要件のいずれかに該当する事情は認められない。そして、経常的最低生活費の算定に当たっては、冬季加算額が算定されており、これが冬季における光熱費等の増加需要に充てられるべきものであるから、経年劣化による暖房器具の故障に係る修理、買替え等の費用については、経常的最低生活費からの計画的な執行によって賄われることが法の予定するところであり、暖房器具の買替えに要する費用が一時扶助の対象になるものとは認められない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛